

令和3年12月23日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

令和3年(ネ)第1605号 社員総会決議取消請求控訴事件(原審・神戸地方裁判所姫路支部令和2年(ワ)第99号)

口頭弁論終結日 令和3年10月14日

5

判 決

控訴人(原告)

同訴訟代理人弁護士

兵庫県赤穂市加里屋98番地16

10

被控訴人(被告)

公益社団法人日本パワーリフティング協会

同代表者代表理事

古城資久

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

15

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の令和元年11月24日付けの臨時社員総会における現職理事を全員解任する旨の決議を取り消す。
- 3 被控訴人の令和元年11月24日付けの臨時社員総会における[]、[]、[]及び[]を理事に選任する旨の決議を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人の社員であり、理事であった控訴人が、被控訴人に対し、令和元年11月24日に開催された被控訴人の臨時社員総会(以下「本件総会」と

いう。)における現職理事を全員解任する旨の決議並びに [REDACTED] [REDACTED], [REDACTED] 及び [REDACTED] を理事に選任する旨の決議について、招集の手続又は決議の方法が著しく不公正であると主張して、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(以下「法」という)266条1項に基づき、その取消しを請求する事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したため、これを不服として控訴人が控訴した。

2 前提事実(当事者間に争いがない事実、記録上明らかな事実並びに括弧内に掲記する証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実)

- (1) 控訴人は、被控訴人の社員であり、本件総会開催当時、被控訴人の専務理事であった者である。被控訴人は、パワーリフティング競技の普及・振興を図るための事業等を行う公益社団法人である。(甲2, 10, 弁論の全趣旨)
- (2) 被控訴人の定款には次の定めがある(甲2)。
(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

(以下略)

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(中略)上の社員とする。

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議

に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

10 (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 略
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。 (略)
- 4 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権行使することができる。又、他の社員を代理人として議決権行使することができる。

20 (役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(以下略)

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

25 (招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(3) 本件総会の開催当時の被控訴人の理事は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び控訴人で
5 あつた（弁論の全趣旨）。

(4) [REDACTED]を含む被控訴人の社員7名は、令和元年10月11日、神戸地方裁判所姫路支部に対し、法37条2項1号に基づく社員総会招集許可の申立てをしたところ（同裁判所令和元年（チ）第7号），同裁判所同支部は、同月28日、①正会員[REDACTED]の正会員資格4年間停止、②理事全員の解任、③新理事5名の選任を会議の目的とする社員総会を令和元年12月27日までに招集することを許可する旨の決定（以下「本件決定」という）をした（甲1、乙10
10 0）。

(5) 上記(4)の社員7名は、本件決定に基づき、本件総会に係る同年11月5日付けの開催通知（甲3、以下「本件招集通知」という。）を発出した。同通知書には、本件総会の目的事項について、①第1号議案として正会員[REDACTED]の正会員資格4年間停止、②第2号議案として理事全員の解任、③第3号議案として新理事5名[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の選任（以下、議案に応じて「本件第1号議案」などといい、各議案を併せて「本件各議案」という。）が挙げられていた。

(6) 同月24日に本件総会が開催され、本件各議案について採決の結果、賛成多数で可決された（甲10）。

(7) [REDACTED]は、神戸地方裁判所姫路支部に対し、被控訴人を相手方として本件第1号議案の効力について本案判決確定まで仮に停止することを求める仮処分の申立てを行い、同手続において、本件第1号議案の決議の効力を本案判決確定まで仮に停止する内容の和解が成立した（弁論の全趣旨、以下「本件和解」という。）。

(8) 控訴人は、令和2年2月21日、神戸地方裁判所姫路支部に対し、本件第2号議案及び本件第3号議案の決議取消しを求めて本件訴訟を提起した（記録上明らかな事実）。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件第2号議案及び本件第3号議案における決議取消事由の有無（招集の手続又は決議の方法が著しく不公正なときに当たるか〔法266条1項1号〕）であるところ、争点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

(1) 招集手続の瑕疵について

ア 代表理事であった[]が、控訴人らからの理事会の開催請求に応じることなく、[]らと共に謀して本件決定を得て社員総会を招集したか、このような招集態様が招集手続の瑕疵に当たるか（争点(1)-ア）

（控訴人）

被控訴人の定款上、臨時社員総会は理事会の決定をもって代表理事が招集するとされているところ、代表理事であった[]は、対立する控訴人を含む理事による計7回にわたる理事会の開催請求を無視する一方、このような事情を裁判所に秘して自身の派閥に属する[]らと共に謀して社員総会招集許可の申立てをし、本件決定を得たものであるから、招集の手續は著しく不公正というべきである。

（被控訴人）

招集許可の申立てをし、本件決定を得たのは[]らであり、代表理事であった[]ではないから、控訴人の主張は前提を欠く。確かに、被控訴人の理事の間に対立があったため、理事会決議に基づく社員総会を招集することができず、臨時社員総会の開催を相互に請求し合うような機能不全の状態に陥っていた。しかし、そのような状況であったからこそ、[]らは本件決定を得て本件総会を招集したのであって、招集手続に何ら不公正な点はない。

イ 本件招集通知の発出が本件総会の開催日の3週間前よりも後にされたことが招集手続の瑕疵に当たるか（争点(1)－イ）

（控訴人）

本件招集通知の発出が本件総会の開催日の3週間前よりも後にされたため、控訴人は社員総会における社員提案権の行使（法43条）や議案の提出（法44条）をすることができなかつたものであり、招集の手続は著しく不公正というべきである。

（被控訴人）

本件総会において本件各議案以外の議案について決議がされなかつたのは、社員提案権の行使（法43条）や議案の提出（法44条）がなかつたからにすぎず、招集の手續に不公正な点はない。

（2）決議方法の瑕疵について

ア 本件第3号議案における理事の候補者が役員選任規則（甲7）や役員選任時の条件等に関する細則（甲4）が定める手續により選定されていないことが決議方法の瑕疵に当たるか（争点(2)－ア）

（控訴人）

被控訴人においては、役員選任規則ないし役員選任時の条件等に関する細則にのっとり理事の選任や解任が行われてきたものであるから、これらの規則は単に被控訴人の理事会が社員総会に理事の候補者を推薦するためだけに機能していたものではない。したがって、本件第3号議案の理事の候補者はこれらの規則に基づいて選定されるべきであるし、仮に本件決定に基づいて招集された本件総会においてはこれらの規則の適用がないとしても、これに準じた手續は採られるべきであった。そうすると、そのような手續が採られることなく本件第3号議案が決議されていることからすれば、決議方法の瑕疵に当たるというべきである。

新たに理事に選任された[]、[]及び[]は、理事会に

より公正、公平な判断ができないという倫理規定（役員選任時の条件等に関する細則4条1項8号、役員・職員倫理規程〔甲5〕）違反を理由として解任された者であることは明らかであるから、倫理規定に反する者の再任は許されない。

5 (被控訴人)

役員選任規則、役員選任時の条件等に関する細則は、被控訴人理事会が理事の候補者を社員総会に推薦する際の手続を定めた内規にすぎず、本件第3号議案のように裁判所の許可を得て [] からが議案として理事の候補者を選定した場合に適用されるものではないから、これらの規定にのっとって本件第3号議案の理事の候補者の選定していないからといって何ら違法な点はない。

[]、[]及び[]は、理事を解任されたことがあるというだけであって、役員・職員倫理規程、賞罰規程、競技者等に関する規程及び公認審判員規程による処分を受けたこともないし、処分検討の対象になつてもいないから、役員・職員倫理規程などに反するものではない。

15 イ 本件和解の成立により本件第2号議案は効力を失うか（争点(2)－イ）

(控訴人)

本件各議案は、[]による被控訴人の実質支配による混乱から理事会開催ができなくなった状況を開拓するために提出されたものである。そうすると、[]の資格停止を内容とする本件第1号議案について本件和解が成立した以上、[]の行動を原因として提出された本件第2号議案の成立根拠がなくなり、同議案は効力を失うというべきである。

(被控訴人)

本件和解が成立したからといって、これが本件第2号議案の議決の効力に影響を与えるものではない。

25 ウ 本件各議案の採決に至る経緯において説明や質疑応答が不十分であった

として決議方法が著しく不公正といえるか（争点(2)一ウ）

（控訴人）

5 本件総会の議長であった [REDACTED] は、社員総会出席者の合理的な疑問に答えるべきであり、高圧的に質疑を打ち切って採決に入ることは許されないにもかかわらず、本件各議案について十分な説明も質疑応答も行わないまま、数の力だけで、強引に決議をした。このような議長の対応は、説明や質疑応答が不十分であって、説明義務に違反するものであり、議事進行としても問題のある行為であるから、決議方法は著しく不公正というべきである。

（被控訴人）

10 社員総会においては、出席者の質疑が尽きるまで応答し続けなければならぬというものではなく、出席者において、決議事項の内容が理解でき、その賛否が決定できるだけの質疑応答がされたときは、質疑を打ち切り、採決に入ることが許される。本件各議案は、容易に内容が理解できるものであり、本件招集通知にその内容及び理由も記載されていた。そうすると、審議は全くされていたというべきであるから、議長が質疑応答を打ち切ったことに問題はない。

15 エ 本件第2号議案の決議に当たり解任される理事に弁明の機会が与えられなかつたことや解任理由の説明がなかつたことが決議方法の瑕疵に当たるか（争点(2)一エ）

20 （控訴人）

解任される理事にとって、何らかの解任理由があると考えるのが通常であり、そのような場合に、何の理由説明もせず、また、弁明の機会も付与しないことは、適切な議事運営とはいえないから、決議の方法は著しく不公正な場合に当たる。

25 （被控訴人）

本件第2号議案の理由は、本件招集通知に記載されているから、改めて説

明する必要はなく、社員総会決議で理事を解任するのに理由は不要であるから弁明の機会を付与する必要もない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

5 前記前提事実並びに証拠（後掲各証拠、甲12、控訴人本人〔原審〕）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

(1) [] を含む被控訴人の社員7名は、被控訴人の総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員として、令和元年9月下旬、被控訴人の代表理事であった[]に対し、定款14条2項に基づき、本件各議案の決議を求める臨時社員総会の招集を請求した（乙6の1～7）。

(2) 控訴人を含む被控訴人の社員12名は、同年10月上旬、被控訴人に対し、控訴人らの推薦する役員（理事及び監事）選任の件及び[]の理事解任の件を議題とする臨時社員総会の開催を請求した（乙8の1～12）。

(3) []、[]、控訴人及び[]を構成員とする被控訴人の常務会は、同月5日、被控訴人の事務局長に対し、上記(1)で請求された臨時社員総会の開催については同月27日に開催する理事会で審議することとし、理事会決議がされるまでは臨時社員総会の招集は留保する旨を通知し（乙7、弁論の全趣旨）、代表理事による臨時社員総会の招集が困難な状況となっていた。

15 (4) [] を含む被控訴人の社員7名は、同月11日、神戸地方裁判所姫路支部に対し、法37条2項1号に基づく社員総会招集許可の申立てを行い、同裁判所同支部は、同月28日、社員総会の招集を許可する旨の決定（本件決定）をした（甲1、乙10）。

20 (5) [] ら7名は、同年11月5日付けの本件招集通知を発出した。同通知には、本件各議案を本件総会の目的事項とすることや、本件第2号議案については理事の全員を解任する理由、本件第3号議案については理事の候補者名及び候補とされた理由などが記載されていた（甲3）。

(6) 同月 24 日に本件総会が開催され、社員定数 66 名のうち、控訴人を含む 1
3 名の被控訴人社員が出席したほか、47 名からは委任状の提出があり、[]
[] が議長に選出され、本件各議案が審議された（甲 10）。

(7) 議事進行に関し、議長が本件各議案について簡単な説明を行った後に審議に入る旨を通告し、本件各議案に対する意見を問うたところ、出席した社員から賛成の意見が出たほか、本件第 1 号議案に関して [] から提出された正会員を辞任する旨の辞任届の有効性に係る質問や、本件第 2 号議案に関して理事を一括で解任する決議をするのであれば定款変更が必要ではないかといった質問が出され、それぞれに対して被控訴人の事務局や監事から回答がされた。
その後、当時理事であった [] が、現職の理事を全員解任する本件第 2 号議案について疑問を呈する意見を述べたところ、議長は議案とは無関係な質問であると発言した。控訴人が、裁判所の許可によらなければ社員総会が開催できなかつた理由について質問したところ、議長は、質問に回答する立場にはないが、社員として申立てをする権利があるから本件決定に係る申立てをした旨を述べた。控訴人が、再度、裁判所に申立てを行うに至つた経緯を明らかにするよう求めたが、議長は、経緯を明らかにしないと述べた上で、採決に入る旨通告し、本件第 1 号議案が賛成多数で可決された。

議長が本件第 2 号議案について決議を行う旨を発言したのに対し、控訴人は、1 つ質問があると発言したが、議長は、既に採決に入つており、質疑は打ち切っている旨発言して、本件第 2 号議案の採決を求め、賛成多数で可決された。控訴人は、本件第 3 号議案の採決の際にも、質問がある、質問なしに決議を行うことはおかしい旨の発言をしたが、議長は、既に採決に入っている、質問をするのであれば採決に入る前に行う必要があると述べて、本件第 3 号議案の採決を求め、賛成多数で可決された。（甲 9、10）

2 爭点(1)ーア（代表理事であった [] が、控訴人らからの理事会の開催請求に応じることなく、[] と結託して本件決定を得て社員総会を招集した

か、このような招集態様が招集手続の瑕疵に当たるか）について

前記1(1), (3), (4)で認定したとおり、[]らは、被控訴人の定款14条2項（法37条1項と同趣旨の規定である。）に基づき、総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員として、令和元年9月下旬、被控訴人の代表理事に対し、社員総会の招集を請求したものの、控訴人及び代表理事であった[]らを構成員とする被控訴人の常務会から、事務局長に対し、社員総会の招集については同年10月27日に開催する理事会において審議することとし、理事会決議が出るまでは社員総会の招集を留保するとの通知がされ、他方、被控訴人の定款14条3項が代表理事は社員による請求があったときは4週間以内に社員総会を招集しなければならない旨規定していることから、代表理事による招集手続が請求後遅滞なく採られない状況にあったといえる（法37条2項1号）。そうすると、[]らが法37条2項1号に基づき神戸地方裁判所姫路支部に対し社員総会招集許可の申立てを行い、同裁判所同支部が本件決定をしたという一連の経緯に違法な点はないというべきである。控訴人は、当時の代表理事であった[]が[]らと共に謀して本件決定を得た旨主張するが、社員総会招集許可の申立てが不適法であったことをうかがわせる事情はなく、本件決定に基づく招集手続に瑕疵は認められない。

控訴人の主張は採用することができない。

3 争点(1)－イ（本件招集通知の発出が本件総会の開催日の3週間前よりも後にされたことが招集手続の瑕疵に当たるか）について

社員総会の招集通知（社員による招集の請求の場合を含む。）は、書面投票等を採用した場合には社員総会の2週間前までに（法39条1項ただし書）、それ以外の場合には社員総会の1週間前までに社員に対して通知を発しなければならないとされ（法38条1項、39条1項本文）、被控訴人の定款（甲2）上も社員総会の2週間前までに通知しなければならないとされている（14条4項）。本件総会においては書面投票を採用していたところ、本件招集通知は本件総会の開

催日の2週間前までに発出されているから、本件招集通知の発出時期に関して違法な点はない。

また、社員が裁判所の許可を得て招集した社員総会において決議できるのは許可された議題の範囲内の事項に限られるから、本件総会において社員が法43条に基づき社員提案権を行使することは想定されていないと解される。他方、社員は本件総会において議案を提出することは可能であるが（法44条）、本件招集通知により社員による議案提出が妨げられた事情はうかがわれない。そうすると、本件招集通知の発出が本件総会の開催日の3週間よりも後であったため社員提案権や議案提出権を行使できなかつた招集手続に著しい不公正があるとの控訴人の主張は理由がない。

控訴人の主張は採用することができない。

4 争点(2)一ア（本件第3号議案における理事の候補者が役員選任規則（甲7）や役員選任時の条件等に関する細則（甲4）が定める手続により選定されていないことが決議方法の瑕疵に当たるか）について

控訴人は、理事の候補者が役員選任規則や、役員選任時の条件等に関する細則所定の手続ないしこれに準ずる手続を経て本件第3号議案の理事の候補者が選定されていないことからすれば、決議方法が著しく不公正である旨主張する。

しかしながら、社員が法37条2項に基づく裁判所の招集許可決定を受けて社員総会を招集する場合には、社員総会の目的である事項を定めて招集することとされているところ（法38条1項2号）、招集権者である[]らが本件第3号議案の理事の候補者を自らの判断で選定することは何ら妨げられるものではない。そして、役員選任規則や役員選任時の条件等に関する細則は、飽くまで被控訴人の理事会が社員総会で選任する役員の候補者を推薦するための内部規定にすぎず、役員・職員倫理規程（甲5）も、被控訴人の役職員が遵守すべき事項などを定めた内部規定にすぎない。そうすると、これらの各規則等に反する推薦を行ったことをもって定款に違反するともいえないから、これらの規則等にのつ

とて本件第3号議案の理事の候補者が選定されていないからといって、決議方法が著しく不公正になるものではない。

控訴人の主張は採用することができない。

5 争点(2)一イ (本件和解の成立により本件第2号議案は効力を失うか)について
本件和解は、本件総会後に [] と被控訴人との間の仮処分申立手続において成立したものにすぎず、本件第2号議案の決議取消事由（法266条1項）の判断に影響するものでないことは明らかである。

控訴人の主張は採用することができない。

6 争点(2)一ウ (本件各議案の採決に至る経緯において説明や質疑応答が不十分であったとして決議方法が著しく不公正といえるか)について

前記1(7)で認定したとおり、本件総会において議長である [] は、本件各議案について簡潔に説明した上で、本件第1号議案に関連する質問や本件第2号議案に関連する理事の一括解任決議に関する質問については事務局ないし監事から説明させているほか、現職の理事を全員解任する本件第2号議案の内容に疑問を呈する意見や、裁判所の許可によらなければ社員総会が開催できなかった理由を問う控訴人からの質問に対しては、本件各議案との関連性がない旨を回答するなど、適切な議事進行を行っていたといえる。こうした中で、控訴人から裁判所の許可によらなければ社員総会が開催できなかった理由について再度の質問がされたのを受けて議長が質疑を打ち切ったという経緯に加えて、本件招集通知には本件第2号議案については理事の全員を解任する理由、本件第3号議案については理事の候補者名及び候補者とされた理由が記載されており（前記1(5)）、社員において議決権を行使する上で必要な情報が開示されていたことに照らせば、議題の合理的な判断のために必要な質問がこれ以上提出される可能性がないと客観的に判断される状況があったと認められる。そうすると、質疑を打ち切って採決に入ったことや、採決に入った後にされた控訴人からの質問に答えることなく採決を進めた議長の対応は、議長の議事整理権の行使（法54条1項）とし

て合理性があるというべきである。したがって、議長の対応に説明義務違反や議事進行上の問題があるとはいえないから、決議方法が著しく不公正とはいえない。

控訴人の主張は採用することができない。

7 争点(2)一エ (本件第2号議案の決議に当たり解任される理事に弁明の機会が与えられなかつたことや解任理由の説明がなかつたことが決議方法の瑕疵に当たるか)について

理事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができ、解任された理事は解任に正当な理由がある場合を除き解任によって生じた損害の賠償を請求できるにすぎず（法70条）、解任決議に先立つて理事に対し弁明する機会を付与することや解任理由を説明することは、法律ないし定款上も求められていないことからすれば、弁明の機会の付与や解任理由の説明がないからといって、決議方法が著しく不公正になるものではない。

控訴人の主張は採用することができない。

第4 結論

以上のとおり、本件第2号議案及び本件第3号議案に係る各議決の取消しを求める請求には理由がないからこれらをいずれも棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。よつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

20

裁判長裁判官

牧 賢 二

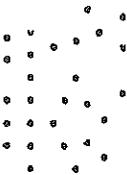
25

裁判官

和 久 田 齊

裁判官

河野申二郎



これは正本である。

令和3年12月23日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 仁科喜勝

